

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第5回会議 議事録

第1 日時 令和5年12月27日（水） 自 午前10時00分
至 午前12時30分

第2 場所 法務省1階集団処遇室

第3 議事 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する意見交換

（次のとおり）

議 事

○佐久間座長 ただ今より「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」第5回会議を開催いたします。本日も、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、神作委員が所用のため欠席されております。

それでは早速、議事に入ります。本日の議事は、定款認証の見直しについて、取りまとめに向けた意見交換です。前回会議の議論を踏まえ、私の意見も伝えた上で、事務局に資料5として「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する取りまとめ（案）」を作成してもらいました。これに沿って本日の意見交換を進めたいと思います。では、はじめに事務局から資料5の説明をお願いします。

○遠藤室長 まず、検討会資料5そのものの説明の前に、本日ご欠席の神作委員から、取りまとめ案に対する意見を頂戴しています。主として「第5」に関連する指摘ですので、後ほど、「第5」の検討の際に紹介させていただきます。

それでは、資料5のご説明に移ります。座長と事務局との間で相談しながら、本検討会におけるこれまでの議論の取りまとめの案をお示しするものです。

全体の構成は、冒頭に「第1 はじめに」、3ページから「第2 定款認証制度の機能・意義及び制度の現状について」、5ページから「第3 「モデル定款」の制度化の是非等について」、12ページから「第4 面前確認手続の見直しについて」、18ページから「第5 その他の関連する論点について」、最後に20ページ以下に「第6 終わりに」という構成になっています。なお、先週、暫定版として各委員に送付したのから、昨日までに個別にいただいたご意見のうち、内容に大きな変更を伴わずに対応可能と考えられたご意見については、適宜修正しています。本日、配付したものは、その修正後のものです。それでは各項目の内容について説明します。

まず「第1 はじめに」についてです。「1 定款認証制度の概要等」と「2 検討会の開催趣旨と検討経緯」をまとめています。次に、「3 本検討会における検討の基本的方向性」では、冒頭で、本検討会がスタートアップ支援、創業環境の改善を図るため、起業家の負担軽減を図る必要があるという基本的方向性について意見の一致を見たこと、その検討の対象として株式会社、特に小規模かつ簡易な組織形態で早期の設立を望む起業家を念頭において検討を進めることが相当とされたことに言及しています。さらに、本検討会で検討されたテーマに関し、制度上の課題として意見が集中した「モデル定款」の導入や面前確認手続の見直しを中心に検討が深められたことに言及した上で、本取りまとめの方向性について記載しています。

次に「第2 定款認証制度の機能・意義及び制度の現状について」です。定款認証制度の機能・意義については、これまで、法務省において、①定款や法人格の存立をめぐる紛争の予防、②不正な起業・会社設立の抑止、③マネー・ロンダリング対策、実質的支配者の把握といった機能があると整理してきたところ、本検討会では、こうした法務省の整理をたたき台として、ゼロベースで改めて検討を行ったこと。その結果、独立の法人格を創出することになる株式会社の設立の在り方として、これらの機能が果たされる必要があることについては異論がなかったものの、このために公証人による定款認証を用いることの是非については委員間で意見が分かれたこと。定款認証制度の果たすべき機能・意義等には多様な意見があったことを記載しています。

そういった状況を踏まえ、これらの機能それぞれに応じ、分析的に、定款認証制度の改善策、見直しとこれに代わる代替手段の有無、可能性等について検討を進めることが相当であり、本取りまとめにおいては、この方針に沿って「第3」以下の検討を行う旨を記載しています。

次に「第3 「モデル定款」の制度化の是非等について」です。「1 議論の経過等」では、まず「モデル定款」として何をイメージするかということについて、最大公約数的にイメージの共有ができたところとして、所定のフォームに従って、一定の必要事項について入力または選択をすることで定款案が簡易・迅速に作成されるシステムないしアプリケーションを用いて作成された定款案を「モデル定款」と呼称して、大枠のイメージが共有されたことを注意的に記載しています。

その上で、「2 「モデル定款」の制度化の是非について」ですが、まず、本検討会の中で出された1つ目の考え方として、システム等により作成された「モデル定款」を利用した場合は、公証人による認証を経ずに、法務局に対して設立登記申請を直接認めるための法律改正を行うべきとする考え方を「認証不要案」と呼称して紹介しています。この「認証不要案」をめぐるのは、さまざまな課題、論点が指摘されました。6ページ以下で項目ごとに整理しています。まずは(ア)のとおり、そもそも適法性が担保された「モデル定款」を作成するシステム等が策定可能かという課題です。次に(イ)のとおり、法制度の建付けに関する課題です。「モデル定款」のような、特定の内容を簡易かつ最低限度の内容にならざるを得ないものについて特例的な効果を求めることの制度的な説明に関する指摘や、会社設立手続全体との関係での指摘があったことを記載しています。さらに、(ウ)のとおり、「モデル定款」が普及することによる弊害についての指摘があったことや、(エ)のとおり、違法・不正な会社設立の予防・抑止についての指摘があったことを記載しています。最後に(オ)のとおり、「モデル定款」を作成するシステム等の策定主体等について、国の関与の在り方や民間がシステム等を策定する場合における評価・審査の在り方等について意見があったことを記載しています。9ページの「ウ」以下では、こういったさまざまな課題を受けて、本検討会においては慎重・反対の意見も多数あったことから、方向性の一致がみられない状況にあると整理しています。

その上で、そういった意見があったことも踏まえ、本検討会では、「認証不要案」について、考えられる1つの方向性としつつ、引き続き、想定される課題の整理・検証をした上での検討を要するものと整理するのが相当と考えられると記載しています。

次に「(2) 「モデル定款」を利用した負担軽減策について」です。「認証不要案」に慎重な立場、あるいは現時点では時期尚早とする立場から、まずは速やかな取組が可能な方策として、「モデル定款」を利用した場合について、認証手続に要する時間を大幅に短縮する、平日夜間にも手続を行うなど、ファストトラックを確保した実務運用上の取組を行うべきとの考え方が示されました。この「ファストトラック案」については、起業家の負担軽減策としてはなお不十分であるとの指摘や、反対にこのようなファストトラックを確保するメリットを特定の類型の会社形態のみに付与することに疑問を示す指摘もありましたが、起業家の負担軽減策としてまずはこのような取組が行われるということ自体については、肯定的な意見が多かったことを記載しています。その上で、「ファストトラック案」については、具体的な運用に関して、さまざまな意見をいただいたところです。これ

らを踏まえて、「ファストトラック案」については、「認証不要案」についても検討が進められることと並行して、まずは実現可能な取組として、このような運用を速やかに開始することに向けて、その実現のための枠組み等を早急に進めることが考えられると整理しています。

次に「(3) 「モデル定款」を作成するシステム等における情報提供の在り方について」です。「モデル定款」の位置づけについては、先ほどの「認証不要案」あるいは「ファストトラック案」のような特例的な効果を付与するのではなくて、発起人に対して定款作成を支援する情報提供の効果等に留めるべきとの考え方が示されました。この「情報提供案」に対しては、起業家にとってのメリットが少なく、発起人の負担軽減策としても不十分であるという指摘が多く出されました。他方で、この「情報提供案」が示している考え方は、「モデル定款」を活用する際には、大いに参考となり留意されるべきものですので、「モデル定款」の制度化ないし実務上の負担軽減策の運用に当たり、「情報提供案」の考え方も配慮することが望ましいと整理しています。

そして、「3 「モデル定款」を利用する仕組みの実現に向けた提言」では、「第3」の論点についての提言をまとめています。「本検討会では、現行の制度や実務運用で明確に位置づけられたものがない「モデル定款」について、今後、法務省を中心として、その「モデル定款」の位置づけを明確にしつつ、具体的な負担軽減の効果やメリットの実現に向けた検討や枠組みの準備を進めることを求める。」と整理した上で、「ファストトラック案の早期実現に向けて、「モデル定款」を作成するためのシステム等の内容や利用上の利便性、それを利用した場合のメリットの充実など、具体的検討を進めるべきである。さらに、認証不要案については、先述のとおり課題が指摘されているものの、考えられる1つの方向性であることを踏まえ、課題の整理等を進めるべく、システム・運用・制度上の課題について必要な調査検討を進めることを求めたい。」とまとめています。

次に「第4 面前確認手続の見直しについて」です。まず「1 議論の経過等」を記載しています。そして「2 面前確認手続の見直しについて」において、検討の内容について整理しています。「(1) 面前確認が果たすべき機能について」では、本人の真意、すなわち実質的設立意思の確認が必要かどうか、必要であるとしてどの程度まで厳密に確認を求める必要があるか、さらには助言機能や警告機能といった役割もあるのではないかとの意見があり、この論点についてもさまざまな意見が出されたことを記載しています。「(2) 面前確認手続の見直しの方向性について」では、「ア」のとおり、面前確認手続は助言機能や警告機能も広く有しているとの立場から、面前確認手続の省略を認めることには慎重な意見がありました。これに対しては、ウェブ会議システムを利用した場合であっても、発起人の負担は小さくないという指摘や、助言機能や警告機能は、代理人による面前確認が広く認められている現行の実務の実態と乖離しているとの指摘もありました。こういった指摘も踏まえて、更なる改善策を検討していく必要があることが本検討会において多数の意見であったと記載しています。また、「イ」のとおり、定款認証の果たすべき機能が定款の適法性の確保と本人確認にあり、実質的設立意思等の確認を重視すべきではないという立場から、デジタル技術の活用によって発起人本人の確認ができれば、面前確認手続を不要とする考え方が示されました。この考え方では、マイナンバーカードの電子署名や、それに加えて容顔画像の提供等の方法等を実施することが想定されているものと考えてい

ます。これに対しては、電子署名や容顔画像の提供等の情報では実質的設立意思の確認はできず、名義貸し等の違法・不当な目的による会社設立を抑止する機能が損なわれるのではないかとの指摘がありました。これについては、そもそも面前確認手続の機能をどのように考えるか、面前確認手続において何を確認すべきかについて、現行制度上は本人確認に加えて、発起人の真意の確認を行うという整理がされている以上、本人確認のみで足りるとの整理に変更することまでは本検討会でコンセンサスが得られなかったと整理しています。その上で、発起人の真意の確認までできるのであれば、必ずしも面前確認手続によらない方法が考えられるのではないかというのが「ウ」として記載している考え方になります。さらにこの考え方には、公証人の介在を不要とする考え方と、あくまで最終的には公証人が真意を確認するという考え方の2つの立場があります。それぞれの立場においても、どういう場合に面前確認手続を省略していいとするかという具体的な条件設定の在り方については、さまざまな意見が出されました。16ページにおいて、その例を記載しています。いずれにしても、面前確認手続によらずに、発起人の真意の確認を行うというアプローチについては、さまざまな考え方が示されましたが、これらはいずれも排他的なものではなく両立できるものであるという整理の下で、面前確認手続と同様の機能が果たされることを前提とした場合に、どのような手続・仕組みを構築するか、とりわけ何をもちて発起人の真意を確認したものと評価するかという点について更なる検討が不可欠であると整理しています。

18ページの「3 面前確認手続の見直しに向けた提言」では、「第4」の論点についての提言をまとめています。「面前確認手続については、デジタル技術等を用いて発起人から一定の必要な情報提供がされることにより、本人確認に加えて発起人の真意まで確認された場合には、一定の条件で、面前確認手続を省略することを認める旨の制度見直しを目指していく方向性が相当と考えられる。」と整理しています。その上で、具体的な手続、仕組み等については、更なる検討を進めていくことが相当であると整理しています。

次に「第5 その他の関連する論点について」です。まず、「1 定款認証時における実質的支配者申告制度の在り方について」です。現在の実質的支配者申告制度がマネー・ロンダリング対策、FATF勧告への対応に一定の役割を果たしていること、何ら代替策を講じることなく単純に現行制度を廃止することによる悪影響に対する懸念について意見が出され、これらの懸念については、各委員の意見が一致したと整理しています。その上で、この制度の在り方についてはさまざまな意見がありましたが、マネー・ロンダリング対策としての実質的支配者情報の把握に関する見直しについては、本検討会とは別の政府の枠組みにおいて全体的検討が進められているところであり、その検討状況を見定めながら検討していくことが必要であることが確認されたことをまとめています。

次に「2 面前確認の実施ルールの適正化について」です。面前確認手続の見直しに関する議論とも関連しますが、これまでの実務運用として代理人による面前確認を広く許容する扱いとなっていることに関して、設立される会社の実態を詳しく知らない知人・関係者などが代理人となる場合には、本来果たすべき機能が不十分になりがちであると指摘がされました。これについては、面前確認手続の見直しがどういった形になるかということも踏まえる必要がありますが、適正な実務運用となるように、どういった手段で誰を相手方として確認を行うのか、実務的な取扱いを具体化・明確化することが必要であると指摘

がありました。他方で、これまでよりも発起人・嘱託人の負担が加重されることがないようにすべきとの指摘もありました。そういった指摘にも十分に配慮した形で、取扱いの具体化・明確化を図ることが必要であると注意的に記載しています。

最後に「第6 終わりに」についてです。「1 本取りまとめを踏まえた今後の取組の在り方」では、本検討会で取りまとめた方向性は、法務省や関係団体等によって直ちに取り組み、早期に実現されるべきものと、引き続き、法務省が中心となって検討・調査を進めるべきものの双方の事項が含まれるが、いずれについても、本検討会の趣旨に立ち返って、スピード感ある対応が進められることを求めたいとまとめています。

そして、「2 取組のフォローアップと成果結実への期待」では、本検討会で取りまとめた方向性の推進を求めたいとしつつ、それと並行して、法務省で新たに開始することとなった取組として、スタートアップ向けの「モデル定款」の公表と、これを用いる場合には、不備がない限り申請から48時間以内に手続を完了させる新たな運用が施行されること、さらにウェブ会議原則へ移行する取組がされることを紹介しつつ、これらが本取りまとめの方向性の一端に関連するものであることに言及しています。また、スタートアップ支援・創業環境の改善が求められる中、起業家の負担軽減のための定款認証の見直しは喫緊の課題であり、本取りまとめで言及した課題認識や、本検討会として示した骨太な方向性を踏まえ、引き続き、更なる取組を求めたいということ、その取組に当たっての留意点等を最後に記載しています。

○佐久間座長 それでは、資料5の意見交換に入ります。まず初めに、資料5の取りまとめ案の基本的な構成、全体のスタンスについて、原案と異なる考えがあれば伺いたく存じます。個別の箇所の書きぶりや記載内容については、この後、個別の項目ごとに議論していただきますので、まずは全体的な構成、基本的なところで原案と異なる考え、意見があれば、お聞かせください。いかがでしょうか。関委員お願いします。

○関委員 この取りまとめを出す趣旨は、年内を一旦の区切りということで、検討会としての方向性を示すものだとして理解していますが、内容的には、現時点ですぐに取り組むことができる事項とともに、定款認証を不要にする案も含め、今後さらに検討が続けられていくという前提になっていると理解しており、実際に年明け後も検討会が開かれるものと承知しています。そこで、ご提案なのですが、この表題について、「取りまとめ」とあるのですが、「取りまとめ」とすると最終結論と受け止められる懸念がありますので、例えば、「中間取りまとめ」とか、あるいは「第一次取りまとめ」のような表題にしてはどうかと思います。また、ところどころに、継続的に本検討会で検討がなされることを明記し、最終的なゴールを記載したものではないことを明確にすべきだと思います。

○佐久間座長 事務局から説明をお願いします。

○藤田課長 関委員からご指摘があったとおり、これからも必要な検討、フォローアップはもちろん行いますが、本検討会自体は、法務大臣の指示により今年内に取りまとめをする、方針を示すということで、設置・開催しています。そういった意味では、この12月の段階で、取りまとめとして皆様の議論をまとめていただければというのが事務局の立場になります。

○関委員 そうすると、年明け以降の会議体といいますか、検討の母体はどういう形になるのでしょうか。本検討会は解散するのでしょうか。

- 藤田課長 この検討会を直ちに終了・解散することは考えていませんが、本検討会の取りまとめでお示しいただく内容、方向性については、法務省に宿題としていただくことになるものと認識しています。その意味で、年明けは、ここまで議論して取りまとめたいただいた内容を法務省側で引き取り、年明けの検討会では、検討の進ちよくや枠組み、工程等についてご報告させていただき、それがメインになるだろうと考えています。そのためにも、年内の段階で、検討会としての方向性をしっかり取りまとめたいただくことが大事と考えています。
- 関委員 そういうことでしたら、どこか適切な場所に、現時点での議論を取りまとめたものであることを明記していただければと思います。
- 佐久間座長 本検討会では、計5回集中的に議論しまして、ここまでで、一定の方向性を取りまとめるということです。取りまとめ案の中で、課題がたくさん残っていることは言及していますので、これからは、その課題について、実務的な観点から法務省を中心に検討していただく。そういうスタンスであることは間違いありませんので、現時点における取りまとめであることは、当たり前のことです。あくまで現時点における本検討会の取りまとめであることが大前提になっていることを申し添えておきます。他にいかがでしょうか。堀委員お願いします。
- 堀委員 取りまとめ案の全体についてということなのですが、机上にお配りいただいている日本公証人連合会の「定款作成支援ツール」が、本取りまとめ案における「モデル定款」としてイメージされているものなのでしょうか。
- 藤田課長 今回の取りまとめ案に記載している「モデル定款」と、本日に委員限りで参考にお配りしている「定款作成支援ツール」とは、位置づけが異なるものと理解していただくのが相当と考えています。本検討会で議論してきた「モデル定款」は、取りまとめ案において、検討の枠組み、内容等について方向性を示していただき、今後、これを踏まえて具体的な検討にこれから着手するものです。本日机上にお配りしているものは、それとは別に、第1回会議でもご説明差し上げましたとおり、運用面の速やかな対応としてまずできるもの、業界の取組で当面对応できるものとして用意したものです。取りまとめ案に記載している「モデル定款」の検討は、これからゼロベースで始まっていくものと理解していただければよいと思います。
- 堀委員 そうであれば、本検討会で議論をしてきたのは、まさにシステムやアプリケーションの中でフォームに従って入力すると定款が自動作成されるものでありまして、それは直接提出できて、適法性が確保されるものであるという観点でお話ししていました。本日配付された当面の方策のものは、現状でも日本公証人連合会のホームページで公開されている記載例に毛が生えたようなものです。少し語弊がありますけれども。エクセルで必要事項を入力して、その後に電子署名をすると記載されていますけれども、これだとほとんど使われなと思います。これで「モデル定款」の公表をしたと、取りまとめ案の21ページに記載するのは、ここまでの議論と全く整合しないと思っています。本検討会で議論されている「モデル定款」とは違うものであることを21ページで明記していただき、引き続き、システムやアプリケーションでどのようなことができるのか議論するということを明記していただきたいと思います。提供者目線ではなくて利用者目線でもっと使いやすいものを考えていただきたいと思います。本検討会の始まりとこの終わり方が整合しないの

ではないかと思いました。

- 佐久間座長 21ページ4行目の「モデル定款」に関する指摘は、趣旨はよく分かりましたので検討します。本日机上に配付しているものは、本取りまとめ案に出てくる「モデル定款」とは別のものという位置づけですので、「モデル定款」という言葉ではない表現にして、誤解がないようにします。誤解のない表現になれば、それとは別の取組の検討がこれから始まるということは明確になると思います。21ページ1行目の「そのため、本検討会でとりまとめた方向性の推進を、まず何より求めたい。」という箇所は、委員から事前に指摘をいただいて書き加えたところですが、さらに今の指摘が明確になるように表現を検討します。関委員、お願いします。
- 関委員 21ページには「モデル定款」の公表が「令和5年12月中」と記載されていますけれども、本日、ここで言うところの「モデル定款」の案が配られていないというのはどういうことなのでしょうか。私も、机上配付資料がそれに当たるものだと理解していたのですが、先ほど、本取りまとめ案における「モデル定款」とは違うとおっしゃられたので。本日、配られていないのはどういうことなのでしょうか。明日までしかありませんよ。
- 藤田課長 本日に委員限りで参考にお配りした机上資料を説明します。これは法務省と日本公証人連合会が連携して検討・準備して、昨日からホームページで公開しているものです。正式には「定款作成支援ツール」という名称で、昨日から公表して、誰でも無料で利用可能となっているものです。1つ目の資料をご覧ください。利用者は、水色で着色された項目欄に必要な事項を入力すると、2つ目の資料にあるとおり、定款案の書式に自動的に反映されて成形される仕組みです。このように必要事項を入力しさえすれば定款案の作成が迅速・簡便に可能となるものです。内容としては、取締役会を設置せずにとりまとめ数が限られるなど、シンプルで簡易な組織形態のものに限定した「定款作成支援ツール」を2種類、公開しています。併せて、ホームページに掲載している「定款作成支援ツール」の利用方法や利用に当たっての留意事項についても、本日参考に机上配付しています。これが、本取りまとめ案の21ページで「令和5年12月中」に公表としているものになります。
- 佐久間座長 この検討会で想定している「モデル定款」の案が現時点でないのはなぜか、というご質問は、本取りまとめ案にあるとおり、「モデル定款」をどの主体が作成し、どのような内容のものとするかなど、例えば、定型書式例を基本に据えるのか、民間で利用されているウェブサービスを基本に据えるのか、現状ではさまざまな考え方があります。そして、今後は、「モデル定款」を系統的に作り上げることができるようにすべきであるということは本提言の内容です。これを超えて「モデル定款」の具体的内容まで現時点で出すことは、反対にそれが一人歩きする恐れもあると思います。後藤委員お願いします。
- 後藤委員 今の「モデル定款」のところなのですが、私は事務局がご説明いただいたものは、そういう性質のものと理解していました。おそらく、昨日出された規制改革推進会議の中間答申の中でもこの問題が取り上げられていまして、そこで12月中に公表すると言われている「モデル定款」というものが、本日机上配付されているのだと思いますが、これも「モデル定款」と呼んでいるのが少し混乱を招いているのかと思います。本検討会で検討したのは、規制改革推進会議において12月までに実施すると言っていたもの

を超えるものだと思います。規制改革推進会議の中間答申では、「a」、「b」、「c」の3つの事項が提言されていて、そのうちの「a」が、本日机上配付されている法務省と日本公証人連合会が作成されたものと理解しています。その上で、さらにデジタル技術を使って面前確認を不要とするとか、そういったことをいろいろ組み合わせたものは「c」に入っています。「c」には「モデル定款」と書いてあるのですが、この検討会では、定款を生成するためのシステムを使うものとして「モデル定款」という言葉を使っていたかと思います。そうしますと、誤解を防ぐためには、この規制改革推進会議の中間答申で言っている「モデル定款」と、本検討会での「モデル定款」についての検討がどういう関係に立つのかを整理しておくといいかと思います。本検討会では、規制改革推進会議の中間答申の「a」を超える話をしていることと、本取りまとめ案における「モデル定款」は、規制改革推進会議の中間答申におけるそれとは違うことを、21ページまで待たずに先に記載していただくのが、誤解を防ぐ意味でいいと思います。そこは記載ぶりだけの話と思い、先ほどは申し上げずにいました。

その上で、それとも関連することとして、先ほど関委員が指摘されたとおり、この後の検討をどうするのかというお話があります。本取りまとめ案においても、いろいろなところで今後の課題が挙げられています。本取りまとめ案における意味での「モデル定款」についても、いろいろな課題があるけれども、それを整理していくことが必要であるということが9ページに書いてあり、また、面前確認手続を一切不要にできるかどうかということも、更なる検討が必要であることが17ページ、18ページあたりで書かれています。おそらく関委員がおっしゃりたかったのは、その検討をどのフォーラムで行うのか、その検討を進めていく場合は今後確保されているのか、これで終わりではないことを本取りまとめの中にも記載する必要があり、本検討会自体がその場になるのかどうかはともかくとして、投げておしまいと見えてしまうと、問題があるということではないかと思います。例えば、フォローアップしていく必要があることは21ページに書いてあるのですが、本検討会としてもフォローアップしていくことを記載するかどうかということかと思えます。取りまとめを一度出すとしても、それを踏まえた検討をしているかフォローすることが書き込まれれば、本検討会の手を離れて後はお任せしますということではないことが明らかになると思います。実質的にはそういう趣旨でお話しになったのではないかと思います。私も、この点は関委員に同感です。なかなか難しい課題が残っていますので、どこかがしっかりと推進力を持たないと結局検討が進まないということになりかねません。これまで10年程この議論が続いてきて、今回、割と大きく進展したのは座長と事務局のご努力の成果だと思いますけれども、これを活かしていくためにも今後どうするかということは、もう少し踏み込んで記載していただければと思います。

○藤田課長 規制改革推進会議の中間答申との関係ですが、後藤委員がおっしゃられたように、「モデル定款」という言葉が異なる意味で使われていることが混乱の原因のようですので、用語を整理するとともに誤解がないように、座長と相談したいと思います。そして、本検討会での取りまとめがされた後に、どういう枠組みで検討を進めるかということは、取りまとめがされれば、法務省において、実務的な検討に入りたいと考えていますし、先ほど、本検討会においてもフォローアップをする必要があるとの指摘がありましたけれど

も、その中で、どういう形で法務省として検討していくかをご報告できると思います。本検討会を立ち上げる際に、本年度中は検討会を開催する方針で設置していますので、その中で、法務省としての受け止め、対応等のご報告を差し上げて、フォローアップしていただきたいと考えています。

○**関委員** そうしますと、「モデル定款」が表すものについて、12月中に公表するとされている本取りまとめ案の21ページのもの、規制改革推進会議の中間答申の「モデル定款」は、別物だという理解でよろしいでしょうか。

○**藤田課長** その2つは同じものです。

○**関委員** 規制改革推進会議の資料を見ると、日本公証人連合会が作成し公表するとありますけれど、それとは別ということですね。それとも、本日机上配付されている資料を日本公証人連合会が作成するということですか。

○**藤田課長** 法務省も連携して日本公証人連合会が作成したものが、本日机上配付している資料でありまして、これは既に昨日から公開されています。これが、規制改革推進会議の中間答申において、令和5年中に公表するとされている「モデル定款」と同じものです。

○**関委員** そうしますと、「定款作成支援ツール」は、また別物ですか。

○**藤田課長** 同じになります。そういう意味では、「モデル定款」と言われているものには大きく2つありまして、本取りまとめ案に記載されている、これからまさに作り上げていく「モデル定款」と、本日机上配付している資料のもの。後者は「定款作成支援ツール」と呼称されるものです。この2つがあるとご理解ください。

○**関委員** 私は理解できないのですが。

○**堀委員** 私は、昨日の規制改革推進会議に出席していました。中間答申における「モデル定款」が、この「定款作成支援ツール」を指すことは、昨日の議論では俎上に上がっていませんでした。私も本日、この「定款作成支援ツール」を初めて見ましたので、これまで本検討会で議論してきた「モデル定款」が12月に公表されるというイメージで、昨日、規制改革推進会議においても決議されたものと私は認識していました。しかし、実際にはこの「定款作成支援ツール」のことだとすると、「モデル定款」までは至らなかったがこの「定款作成支援ツール」をまずは公表して、48時間以内に認証を完了させる手続に乗せる取組を早期にスタートするというのを記載すればよいのではないか、中間答申に合わせて「モデル定款」を作りましたという必要はないのではないか、というのが率直な思いです。

そして、もう1つ。「ファストトラック案」という用語が本取りまとめ案の中に出てくるのですが、それと「定款作成支援ツール」を用いた48時間以内に認証が完了する手続は、別物でしょうか。その点も混同すると思いますので、整理をお願いします。

○**佐久間座長** 今の議論からすると、まず21ページ4行目の「モデル定款」は、「定款作成支援ツール」に変えればよろしいかと思います。また、規制改革推進会議の中間答申における「モデル定款」と本取りまとめ案における「モデル定款」とは意味が異なることを、注記することも考えます。それから、「ファストトラック案」については、これもあくまで本取りまとめ案における「モデル定款」を利用した場合の「ファストトラック案」ですから、「モデル定款」の区別を明確にすれば、「定款作成支援ツール」を使用した場合の取扱いとは別物であることは明らかになると思います。「ファストトラック案」について

は、さまざまな考え方があることは、本取りまとめ案の内容として記載していますので、その点の誤解は、それ自体としては生じることはなかろうと思いますが、21ページかどこかに、「ファストトラック案」の検討を継続するというか、これからその取組を進めていくという形にすれば、今おっしゃられたような誤解は生じないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○堀委員 「モデル定款」の作成と「ファストトラック案」の組み合わせということですね。

○佐久間座長 はい、その組み合わせであるのご理解ください。

○堀委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 他に、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これまでにご指摘いただいた点は、申し上げた方針で扱うことにいたしまして、その他につきましては、基本的な構成、全体のスタンスは資料5で示しているとおりにして、ここから個別の内容についての意見をいただいております。

その際の議論の進め方ですけれども、さまざまな考え方があると思いますが、項目ごとに見ていきませんと効率が悪くなりますので、資料5に沿いまして、「第1 はじめに」と「第2 定款認証制度の機能・意義及び制度の現状について」を1つにまとめて議論いただきたく存じます。その次に「第3 「モデル定款」の制度化の是非等について」を取り上げ、さらに続いて「第4 面前確認手続の見直しについて」に移ります。「第3」と「第4」は個別に意見を頂戴したく存じます。そして最後に、「第5 その他の関連する論点について」と「第6 終わりに」について、既に意見をいただいたところもございませぬけれども、それ以外の点について意見をいただきたく存じます。ただし、あくまでメインの議論をこのように区切りたいということですので、関連するところは当然ありますから、前の論点で後ろの論点に言及すること、後ろの論点で前の論点に遡って言及することは、いずれも差し支えありません。

それでは、まず「第1 はじめに」と「第2 定款認証制度の機能・意義及び制度の現状について」について、どの箇所でも結構ですので、意見・質問があれば、発言いただければと存じます。原田委員お願いします。

○原田委員 「第1」、「第2」の部分について申し上げたいと思います。これまでの議論が的確に反映されていると思っていますので、内容的に異論はございません。その上で、2点の意見を申し上げたいと思います。

1点目は、株式会社の設立に当たり、しっかりと専門家がチェックする仕組みを残していただきたいと思います。3ページ13行目からの部分ですけれども、その通りであると思っています。株式会社の設立のハードルが下がり、起業しやすくなることはいいことだと思いますけれども、実務経験では、定款の内容や発起人の責任について十分な理解のないまま、あるいは誤解したまま、相談に来られる方が多いという実態がございませぬ。そういった問題が是正されるためにも、公証人によるチェック機能や指摘する仕組みが今後も必要であると思います。

そして、3ページ24行目にある現在の公証実務についてですけれども、これまでの検討会においても、現在の公証実務に対する厳しい指摘がありましたので、利用者の満足度、信頼度がより高まるような公証人側の対応を是非、お願いしたいと思います。私自身は実務経験の中で指摘にあるような経験をしたことはないのですが、この機会に公証実

務の改善を求める指摘があることについては改めて申し添えたいと思います。

○佐久間座長 意見として承りました。他にいかがでしょうか。増田委員お願いします。

○増田委員 取りまとめ案には意見を盛り込んでいただきましたので、賛成したいと思います。株式会社制度を信用できるものとして残していただきたく、今回の議論を機会に、定款認証制度において、3ページに指摘のある①から③の非常に重要な3つの機能をしっかり果たすこと、改めてそれを国民が理解することが重要だと考えています。

近時、インターネット上の取引が増加して、デジタルを悪用した消費者トラブルが増加しています。詐欺会社、ダミー会社の問題に加えて、そうした消費者トラブルの観点も重視して、会社設立や定款認証の在り方を議論していただきたいと切に希望します。もう1点、本検討会を通じて、原田委員からも話がありましたとおり、公証人による実務運用には改善すべき点が多くあることが指摘されています。定款認証の機能がしっかり果たされるよう、公証人には、これまで以上に適正厳格に審査を担っていただくことを期待しています。

○佐久間座長 意見として承りました。他にいかがでしょうか。梅野委員お願いします。

○梅野委員 2ページ10行目に「起業家の負担軽減を図る必要があるという基本的方向性について、各委員の意見が一致し」とあります。この点に異論があるわけではありませんけれども、従前から申し上げてきたとおり、定款認証を経て株式会社が設立された場合、権利義務の帰属主体となる法人格が形成されます。株式会社の仕組みが消費者犯罪等に利用されることがあるのも事実であって、増田委員からも指摘があったところですが、株式会社の設立に当たっては、そのような形で株式会社が利用されないような慎重なプロセスという観点も、必要であると考えます。起業家の負担軽減を図りつつも、そういった慎重さとのバランスが重要であると考えます。この検討会の趣旨は理解していますが、そのような意見があることは、本取りまとめ案のどこかに記載することをご検討いただければと考えています。

○佐久間座長 ある程度記載しているつもりではありますが、不十分だという指摘かと思えますので、もう少し見直したいと思います。関委員お願いします。

○関委員 まず1ページ13行目から「政府内の複数の会議体においても、その見直しに関する言及等がされている状況にある」とあるのですが、これに加えて内閣総理大臣からも見直しの指示があったと記憶しておりますので、それについても記述していただければと思います。

次に、3ページ1行目で「各委員の意見の一致又は多数の支持を得た方向性を示す」とあるのですけれども、前回会議で座長から本検討会は多数決で方向性を決めるのではないとコメントがあったと認識していますので、賛成する委員の数によって検討会としての方向性が決定されたかのような記述は適当ではないと思います。例えば、「各委員の意見を踏まえた一定の方向性」のような表現とするか、あるいは「すぐに取り組むことができる方策と、最終的にはこの方向性を目指すべきだけれども検討すべき課題がまだあるためさらに検討する」といった両論併記の形で記載していくべきではないかと思えます。

次に、3ページ20行目。これはここだけではなくていろいろなところに出てくるのでまとめて意見を申し上げますが、先ほどの意見にも関係するのですが、例えば、「意見が比較的多くある」のような記述が見られます。多数の委員がそういう発言をしたなどの記

載について、顔ぶれからすれば当然だと思いますし、多数決で決める会議ではないということであれば、そういう表現は適切ではないと思っています。

最後になりますが、4ページ12行目。「委員の多くの意見にあったとおり」の「多くの意見」は先ほどと同じです。また、その後の「前記①～③の必要な機能を定款認証制度が果たしている」と整理されるとあるのは、どういう理由でそのように整理されるのか不明確です。いずれにしても、定款認証制度が果たしているというところまではいえないのではないかと思います。①～③は実現すべき機能であり、定款認証制度に期待される機能ではあるが、定款認証制度がそれを十分果たしているかという点、先日の事業者の説明内容から見ても、そこまでいうのは無理なのではないかと思いますので、この部分は変更すべきと思います。

○佐久間座長 まず、1点目について、事務局からお願いします。

○藤田課長 1点目については、1ページ15行目の注釈で記載しています。総理大臣から検討指示があったのは、10月11日のデジタル行財政改革会議等です。既に記載はありますがけれども、総理大臣から指示があったことを明記すべきという指摘でしょうか。そういうことであれば、事実関係の記載を検討したいと思います。

○佐久間座長 次に3ページ以下の「多数の」や「多くの」という表現についてです。3ページ1行目の「各委員の意見の一致又は多数の指示を得た方向性を示す」とは、多数決で決めたことを示しているものではありません。多数の支持を得て、方向性として認めていただいたものを示しているということです。ですので今申し上げたような趣旨であることが分かるような表現を考えたいと思います。私は、多数決で決めるつもりはないとは申しましたけれども、その発言をしましたときに、意見分布を知りたいということ、それを元に取りまとめに向けて検討していくことも申し上げたはずですので、「多くの」や「比較的多かった」という表現は、その意見分布についての記述であるにご理解いただければと思います。例えば、同じく3ページ17行目に「マネー・ロンダリング対策を徹底する必要があること等の意義には、多くの賛同があった」との記載があります。この「多く」にはおそらく違和感はなく、異論を唱える方はいないと思います。こういうところも多いと思います。

次に、4ページ13行目の「現状においては、委員の多くの意見にあったとおり、前記①～③の必要な機能を定款認証制度が果たしている」と整理される」の部分は、「定款認証制度が果たすべきものと整理される」ということかと思いますが、そのように改めたいと存じます。「果たすべきものとして整理される」ことに異論はなく、ただ、それが果たされているかどうかについては、関委員がおっしゃったとおり見方が異なるということですので、ここはそのように改めたいと存じます。

○関委員 4ページ13行目については、ありがとうございます。意見分布についてですが、本検討会における委員の顔ぶれといいますか、構成から考えて、意見分布が偏るのはどうしても仕方ないと思っていまして、それを元にこの取りまとめ案を作ることには違和感がありますので、ぜひ見直していただきたいと思います。

○佐久間座長 考慮いたします。堀委員お願いします。

○堀委員 3ページ20行目の「その役割を評価する意見が比較的多くある一方」という部分について、公証人がその役割を担っている、担うべきであるという、次のページはやむ

を得ないかと思うのですが、そこを評価しているという点までは賛同していませんので、削っていただければと思います。

○佐久間座長 「比較的多く」を削ればいいということですね。

○堀委員 そうですね。評価する意見と、そうではないという意見です。

○佐久間座長 「比較的多く」は削ればいいと思います。他にいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 「第1」と「第2」については、これまでの議論を踏まえて概ね反映されていると理解しました。一方で、本検討会の中でも出ました定款認証制度の廃止ですとか、定款認証手続の代理の問題については本取りまとめ案の中ではなく、少し別の観点ですので、それぞれ株式会社の設立手続全般の見直しに係る問題として議論すべきものと考えます。

○佐久間座長 意見として受け止めました。他にいかがでしょうか。「第1」、「第2」については、よろしいでしょうか。続いて、「第3」について、同じく個別に意見をいただければと存じます。増田委員お願いします。

○増田委員 本取りまとめ案には基本的に賛成しています。

「モデル定款」については、利用者向けの十分な説明や注意が盛り込まれる必要がある点をしっかり書いていただいたと思っています。「モデル定款」を活用することで、迅速な定款作成が可能になるだけでなく、一個人、一消費者の立場である者が事業者になる前に、定款についての必要最低限の知識を得ることができるようになる。そうしたメリットが付加されるのであれば、そこでデジタル化の有益性が発揮できるのだと思います。デジタル化自体が目的となることは避けるべきだと考えています。

「認証不要案」については、今後の課題として整理・検証を要するとの取りまとめとなって、それ自体に異論はありません。ただ、指摘されている以上に課題は大きいと感じています。システムや技術を用いて審査を効率化・迅速化することには賛成しますが、消費者と日々接している立場からは、中立な専門家である公証人の人によるチェックが違法な会社を防ぐ防波堤となること、それが必要であることを改めてお伝えしておきたいと思えます。スタートアップ支援は非常に重要です。ただし、国民一人一人が行う取引の安全性の確保、消費者保護は、事業者として目指すべきことだと考えています。「認証不要案」の検討に当たっては、そのような懸念を踏まえて慎重に進めていただきたいと思います。

○佐久間座長 意見として受け止めました。他にいかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 本取りまとめ案の内容について賛成します。

「認証不要案」については、これまで反対の意見を述べてきましたけれども、賛否両方の意見が適切に記載されていると思っています。私は、システムで定款内容の適法性を完全に担保することは現時点では不可能ではないかと考えています。今後の技術の進歩などもありますので、指摘された課題について今後慎重に整理・検証していくこと自体は反対ではありません。ただし、本取りまとめ案の6ページに記載されているとおり、株式会社を設立しようとする方には、許認可や在留資格を得ることを目的として法人成りをする方が多い状況です。そうしますと、定款の事業目的や資本金の記載について、許認可や在留資格との関係で適切で問題ないことを確認するニーズが強くなり、それを行政書士や公証人の専門的観点から、人の目で確実に担っていく必要があると考えています。

そして、「ファストトラック案」について賛成します。10ページに具体的な運用に関

する意見が記載されています。内容について異論はございませんが、「モデル定款」はある程度限定した対象の範囲で用いられるべきと思っています。本取りまとめ案に記載がない点として付け加えて申し上げると、公開されたシステムを業界や民間事業者が無料で二次利用し、さまざまなツールを開発・展開できるようにオープンにすべきであり、またシステムの利用者も、起業者本人に限らず、専門資格者が代理する場合でも、広く無料で利用可能とすべきだと思います。

○佐久間座長 意見として承りました。他にいかがでしょうか。関委員お願いします。

○関委員 5ページ18行目から始まる「2 「モデル定款」の制度化の是非について」について、定款認証の要・不要の議論がありましたけれども、ここに書かれていないこととして、定款変更の場合には認証を要しないということがありますので、それとの関係について記述していただきたいと思います。設立時に定款認証を必要とすることは、定款変更時の取扱いと矛盾すると思いますので、どのような整理の下で認証を必要、不要としているのかを明らかにすべきだと思います。

次に9ページ3行目。民間が策定するシステム等のコストの話です。こういった意見が実際にあったことはそのとおりで、この記載はいいのですが、併せて、後藤委員からだったと思うのですが、民間のシステムについて国が予算や手間をかけて審査などのコストを負担することは他の国の審査や確認の制度でもあるということで、何ら不合理ではないとの指摘があったと思います。このように、記載されている意見に対する反論がありましたので、この反論意見についても記載すべきだと思います。

次に、9ページ20行目。想定される課題の整理・検証について、「ファストトラック案」については具体的検討を進めるとする一方で、「認証不要案」については課題の整理、必要な調査・検討を進めるということで、少し書き方に差があり、やや抽象的な記載になっていますので、「認証不要案」について課題が多いということであれば、なおさら検討を行う必要性が高いと思いますので、課題の整理とともに具体的検討を進めるべきであることを「認証不要案」についても明確に記載すべきだと思います。

次に、これは他のところでも共通ですけれども、「引き続き」とあって期限が記載されていないので、期限について明確に記載していただきたいと思います。いつまでに検討するかということですね。

次に、10ページ3行目。「起業家の負担軽減策としてはなお不十分であるとの指摘」の部分について、この指摘の具体的な内容として、内閣総理大臣の発言を受けた負担軽減策として不十分であると考えていますので、公証人による認証というプロセスが残ること自体が負担であることについて言及いただきたいと思います。

次に、10ページ7行目。「ファストトラック案については、具体的な運用に関し」から始まる部分について、私からは9ページ25行目の「認証手続に要する時間を大幅に短縮する」のイメージとして即日審査完了するぐらいでないとダメだろうと申し上げたので、それについても記載いただきたいと思います。公証人との面談の予約を取ることがかなりの負担であると事業者からの説明にもありました。併せて、どこに書くべきか分からないのですが、10ページでしょうか、審査期間の短縮だけではなくて手数料を大幅に下げることもしようかと思っております。手数料についても負担ですので、それについてもぜひ記載いただければと思います。これは行政事業レビューの取りまとめにおいても、「手続効率

化に合わせて手数料を無料に近い金額とすべきことを年内に決定すべき」とされていますので、それに応える形で、整合をとる形で記載いただきたいと思います。

次に、12ページ16行目。「課題の整理等を進めるべく」の部分について、ここも期限の話がありますし、「認証不要案」についても先ほどと同じく課題の整理とともに具体的検討を進めるべきであることを明確に記載していただきたいと思います。

○佐久間座長 まずは5ページの定款変更の関係ですが、これは確かに議論としては出たところではあるのですが、本検討会自体は、定款を作成する場面に重きを置いていますので、どこに書くかが非常に難しいのですけれども、1つの案ですが、3ページ22行目のあたりに、「定案認証の必要性・相当性については、その効果や負担、廃止した場合の弊害や代替策の有無」の後に加えて、「等」の前に、例えば、「定款変更時とのバランス等の観点から」のような形で、それが問題点としてあることを記載することはいかがかと思えます。このように申しますのは、定款変更時とのバランスを各論で書き始めますと、それについては意味があるという意見もありましたし、あるいは合同会社との関係もありまして、非常に細かい話になってまいりますので、問題意識として定款変更時とのバランスの観点があることを、3ページ23行目からの部分に加えることでいかがでしょうか。

○関委員 3ページに記載することについては特に異論はないのですけれども、定款変更のときとの関係は、「モデル定款」の制度化の是非と非常に密接に関係する論点だと思えますので、「第3」の「2 「モデル定款」の制度化の是非について」のあたりに記載すべきと思えます。なぜ定款変更時は認証がなくてよくて、最初には必要なのかと。

○佐久間座長 この点は、議論の過程で、むしろ定款変更時も認証を考えた方がいいのではないかとの意見もあったところです。定款変更時について現状は何も審査はないわけですが、それを前提に定款作成時の認証を考えていくのか、むしろ定款認証の趣旨が非常に重要なものであるとすると、変更時についても考えるべきだという意見もあり、両論がありました。両論を書くとしても、おそらく「モデル定款」の制度化の是非そのものの部分ではなかろうと判断しています。

○関委員 矛盾していますよね。もし定款変更の際にも定款認証が必要だということの立法事実があるのであれば、それはそれで検討すべきだと思いますが、ここで記載しないという理由にはならないと思えます。

○佐久間座長 意見、要望は承りましたけれども、議論で出たものを全て記載する趣旨のものではありません。

○関委員 全て記載すべきと言っているのではなくて、非常に重要な論点ですので記載すべきと申し上げています。

○藤田課長 関委員の発言の趣旨の確認をさせてください。設立時の原始定款とその後の定款変更で取扱いが違うことは本検討会でも議論していただいたところですが、それと「モデル定款」の制度化の是非がどう結びついているのか、それともその背景にあるそもそもの認証不要の議論との関係での発言でしょうか。

○関委員 もちろん認証不要との関係です。

○藤田課長 そうしますと、5ページからは、見出しのとおり「モデル定款」の制度化を大きなターゲットとしていますので、お考えは分かりますけれども、ここにどう位置づけるか。非常に重要な論点だとおっしゃられたことは、株式会社の設立に定款認証が必要かど

うかという大元の議論との関係では分かるのですけれども、「モデル定款」の制度化との関係では、どのように結びつけて指摘されているのでしょうか。

○**関委員** もちろん認証不要との関係ですので、具体的にどこかに記載すべきか、「第3」の「2」にこだわっているつもりはありません。9ページのあたりという考え方もあるかと思えます。

○**藤田課長** そういう意味では「モデル定款」とは直接関係はないけれども、認証が必要か不要かという議論に関連する意見として、すなわち、先ほど座長が整理されたとおり、そもそも会社の設立又は定款変更の際に認証が必要かどうかという点は最初から意見が分かれている点ですので、そこで両論を併記する形であれば、座長と相談したいと思えます。

○**佐久間座長** 3ページ23行目以下で、「定款認証の必要性・相当性については、」という部分があり、本質的にはそこに関する意見ではないかということから、当該部分に記載することを申し上げています。後藤委員をお願いします。

○**後藤委員** 内容としては関委員の指摘もごもっともであり、定款変更の際には認証はいらぬことになっていきますし、合同会社についてもいらぬ。今回の議論は定款認証を増やすという方向ではそもそもないはずであるとの指摘もあったと思えます。それはやはり大元の話ということで、3ページに書くというのが一番据わりはいいと思えます。3ページに書くのであれば、定款変更だけではなくて、合同会社もいらぬわけですし、もっと言えば合同会社をつくっておいて株式会社に組織変更する場合にもいらぬですし、そこまで書かなくていいのですけれども、いらぬということは先に書いておく。また、「モデル定款」についても、定款変更や合同会社の設立の場合との比較の観点から株式会社の設立についても認証をそもそも不要とすべきではないかとの発想がある上で、どうしても適法性のチェックが必要であるならば、システムで行えばいいだろうという流れで出てきた話だとすると、1つの置き場所としては、5ページの「モデル定款」の制度化の是非の部分で、「モデル定款」を利用したら定款認証を不要にしてもいいのではないかという「認証不要案」が出てきたところの冒頭に、まず株式会社における定款変更であるとか合同会社の設立の場合には、そもそも公証人による定款の認証は不要とされていることなどを踏まえて、こういう案が出てきたことを書くのであれば、議論の経緯としてはおかしくはないと思えます。それに対しての反論があることはその後の慎重論として出てくるわけですので、「ア」のところに書くのはあくまで「認証不要案」のベースにある視点だということで、反対意見をそこに書き込む必要はないと思えます。これで助け船になっているかどうかわからないのですけれども、一応両方を書くことはできるかと思えます。

○**佐久間座長** 後藤委員がおっしゃられたことを踏まえると、3ページは先ほど申し上げた程度でとどめておいて、5ページの指摘の箇所に「認証不要案」が出てくる由縁の事情として、「～を踏まえて」と書くかですかね。適法性確保の観点からそれに反対の立場の考え方もあったところですので、入れるところがあれば入れることにしたいと存じます。それぞれの考え方の冒頭のところでそれに言及するというところで、いかがでしょうか。

○**関委員** よろしくをお願いします。

○**佐久間座長** 次に、9ページ3行目以下の民間が策定するシステムの審査コストを国が負担することに関する部分について、確かに後藤委員がおっしゃっていましたので、付記するということにします。次に、何か所かありますが、検討の期限の点です。これについて

は、冒頭にやりとりがあったとおりで、本取りまとめに期限を明記することはおよそできませんし、「早期に」や「可能な限り」という表現を入れることではいかがでしょうか。

○関委員 不十分ではあるものの、よろしくをお願いします。

○佐久間座長 次に、「ファストトラック案」について、ファストトラックの中身を示す1つの例示として、即日審査の完了を目指すべきとの意見があったことを、どこかに入れることは差し支えないのではないかと思います。

○藤田課長 会議の中では、他の委員からも、2日程度などと具体的な意見が出ていたかと思しますので、それを少し取り上げて、例示を加えることはあり得ると思います。

○佐久間座長 次に、手数料関係についてです。関委員ご自身でどこに置くべきかとおっしゃいましたが、例えば、「その他」の部分に置いた上で、手数料については関委員と異なる考え方もありましたので、それらを並記することは考えられるのではないのでしょうか。

○関委員 「その他」とは、どこを指していらっしゃるのでしょうか。

○佐久間座長 「第5 その他の関連する論点について」の部分です。

○関委員 それは場所が違うと思います。10ページあたりの「ファストトラック案」の起業家の負担軽減策について、十分か不十分かという議論の中における論点の1つだと認識しています。時間の短縮も1つの負担軽減策ではあると思いますが、手数料を下げることもその1つだと思います。

○佐久間座長 「第3」はあくまで「モデル定款」の制度化の是非についての部分です。

○関委員 あくまで「モデル定款」による定款認証を前提とした「ファストトラック案」で、その起業家の負担軽減をどういう要素で図るかということの議論の中での話です。

○佐久間座長 基本的に定款作成の在り方の議論の部分ですので、手数料のことを記載することは適当ではないと。

○関委員 そうしますと、時間の短縮について書くこともおかしいですね。

○佐久間座長 それは「モデル定款」を前提とした「ファストトラック案」の効果について記載しているものです。

○関委員 手数料を大幅に下げること、効果の1つとして書くことも全くおかしくないと思います。

○藤田課長 この「モデル定款」を前提とした「ファストトラック案」は、「認証不要案」に対する考え方として、実務運用として速やかにできる取組としての位置づけで議論されていたと思います。他方で、ご承知のとおり、認証の手数料は政令で決まるものでありますので、運用上の仕組みである「モデル定款」と政令で位置づけられる手数料を組み合わせることが、制度としてマッチするのか、「認証不要案」は制度見直しを伴う考え方ですので、手数料とも関連することは理解できるのですけれども、そこはどのような規律をイメージしておられるのでしょうか。

○関委員 説明が全然理解できないです。政令で決めているものであれば、政令改正すればいいだけの話ですので、改正すればいいと思います。いずれにしても、行政事業レビューにおいて、明確に、手続効率化にあわせて手数料を無料に近い金額とすることを年内に決定すべきとされていますので、それを無視するのはいかがなものかという視点です。

○後藤委員 すべての点を書くかどうかは事務局と座長にお任せしたいと思いますが、関委員の指摘について、私が理解したのは、「ファストトラック案」に関して、定款認証を不

要にしようとするとならば法改正が必要になり、それには時間がかかるので、すぐにできるものとして、運用上のファストトラックを作りますということは、1つの発想としてあると思います。定款認証を不要にする検討を進めている間に、同時並行で、当面できることとして時間を短縮すると。その説明は成り立つとは思いますが、今回、定款認証を不要にする方向に完全に舵を切れるわけではなくて、それはこれから検討するということであるとすると、運用上の改善でできるのはここまでとの説明では不十分ではないかということが関係委員の指摘だと思います。単純にファストトラックにできるというのは、「モデル定款」を使った場合には、そもそも適法な定款が作成される可能性が高いので、自分で全てドラフトした場合と比べて定款認証の際にチェックすべき項目がはるかに少ないはずで、極論としては、システムで作ったことの確認だけすればいい。念のため一応全部埋まっているかだけをチェックするのであれば、公証人の作業が軽減されるはずなので、作業が簡単になった以上はそれに応じて手数料も下がるべきではないかのご指摘であり、そういうことを運用ではなくて、制度的なファストトラックとして行うことも十分に考えられるはずで、それは政令の問題で対処できるのであれば、法律改正しなくても済むので、早くできるのだし、やるべきであろう。こういった議論は確かにあったと思います。その上でそれをどこに書くか。書けないわけではないだろうと思いますし、負担軽減策の部分にある「ファストトラック案」は、実務運用上の取組に限定されていますが、運用でできるのであれば一番早くていいのですけれども、運用上のものに限定する必要は論理必然ではないと思います。とりあえず、整理としてはそういうことになると思いました。

○佐久間座長 書くことをおおよそ否定しているわけではありませんが、場所に関して、「第3」が適当なのでしょうか。「第3」の「認証不要案」と「ファストトラック案」は別の議論であって、「第3」の「ファストトラック案」と密接に関連するものとして、ファストトラックの内容として「第4」の面前確認手続の議論が出てくる。ここで仮に、面前確認手続を大幅に簡略化する、あるいは原則不要にするとした場合には、手続が簡略化されたのだから手数料を下げられないかという新たな考え方が出てくる。これに対して、「ファストトラック案」の議論の中では、手続が簡略化されたとはいえ、専門家である公証人によって法人格創設のお墨付きが与えられるという事柄の性質を考慮すると、手続の軽重や手続に要する時間の長短と、手数料の在り方は別問題であるとの意見がありました。これらを踏まえて、「第5 その他の関連する論点について」で、面前確認手続の観点を踏まえて、記載することは不都合でしょうか。

○関係委員 以前も、私は即日審査の話と手数料を大幅に引き下げる話の両方を申し上げています。それは「モデル定款」による定款認証を前提として、ファストトラックの運用、制度をどうするかという話で意見を申し上げていますので、書くとしたら、この「ファストトラック案」の負担軽減の議論の中で書いていただきたいと思います。

○佐久間座長 「ファストトラック案」にもイメージはさまざまありますので、いろんなものを書き切るとなると、非常にややこしい話になるのではないかと。手数料について2つの見方があることは明らかにすると、手数料の引下げは「ファストトラック案」の中身の1つではありますが、「ファストトラック案」といえば当然出てくるかということ、そうとも限らないわけです。繰り返しになりますが、「第3」と密接に関連して検討しなければいけない面前確認手続の見直しに関して述べた後に、全体を通して出てくる指摘として、

手数料の引下げについても記載するのはいかがでしょうか。

○関委員 全体の話ではなくて、負担軽減策の一環としての指摘です。

○佐久間座長 本取りまとめ案全体が起業家の負担軽減策を検討するものです。

○関委員 繰り返しになりますが、「モデル定款」による定款認証を前提とした「ファストトラック案」についての負担軽減策の議論の1つの論点ということで申し上げます。

○佐久間座長 議事を進めるために、例えば、10ページ3行目以下の「起業家の負担軽減策としてはなお不十分であるとの指摘」のあたりに、手数料の観点も考慮しなければならないとの指摘があることを記載するようなことではいかがでしょうか。

○関委員 よろしく申し上げます。

○佐久間座長 検討の期限については申し上げたとおりです。他にいかがでしょうか。原田委員申し上げます。

○原田委員 手数料を引き下げることについて、私は反対意見を申し上げますので、そういう意見も含めて入れていただければと思います。

○佐久間座長 今申し上げた部分にはそぐわないかもしれませんが、その他の部分に記載することを検討します。

○原田委員 申し上げます。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。堀委員申し上げます。

○堀委員 6ページ13行目の「「モデル定款」について会社法との適合性が担保されるようなシステム等を構築することは可能ではないか」の後に「内容の適法性の担保についてもある程度緩やかに考えられてよいのではないかとの意見が出された」とありますが、公証人が確認する必要性がどこまであるのかとの意見であったと思いますので、「モデル定款」で会社法上の適法性を担保しなくてもいい、あるいは緩やかに考えられてよいとの意見ではなかったと思いますので、趣旨を確認いただければと思います。

次に、9ページ7行目に「制度の根幹や制度化に関わる事項について、所期の機能を有するようなシステム等の技術的開発の可能性や株式会社設立手続全体の中での定款認証制度の位置づけに関する見方の違いに起因し、解決を要する課題が複数指摘されており」とありますが、少し分かりにくいと思います。「システム等の技術的開発の可能性」はこれから検討していかなければいけない課題であると思うのですが、この課題と、制度をどうするか、法律をどうするか、定款認証の位置づけをどうするか、認証を不要にしたときにどうするかということは、見方の違いがあって指摘が複数あったということであれば、書き分けていただいた方がいいと思いました。これは意見です。

次に、11行目の「多数の委員が慎重・反対の意見を述べ」について、意見は半々ぐらいだったと思いますので、「慎重・反対の意見もあったことから」としていただきたいと思います。

次に、13行目の「実現に向けて指摘された複数の課題について、まずはそれを検証・解決していく必要がある」について、これ以降、考えていくと書いていただいているのですが、課題を解決するだけではなく、やはり利用者目線で使い勝手のよいものを作っていくことに向けた検討も併せて行われるべきだと思いますので、これは意見として加えていただきたいと思います。

次に、10ページ7行目以下の「本検討会では肯定的な意見が多かった。また、「ファ

ストトラック案」については、具体的な運用に関し、」について、「モデル定款」の公表や注意喚起が必要との意見が見られたという16行目までの内容はいいのですが、その後の16行目の「さらに、」から21行目の「意見があった。」までは、「モデル定款」自体の意見として整理された方がすっきりすると思いました。「ファストトラック案」に関してというよりも、「モデル定款」の作成主体や作成プロセスについての意見であれば、前に持っていく方がよく、そうではなく、「ファストトラック案」とも関連する何か、ファストトラックの手続もパブリックコメントにかけるべきとの意見であれば、そのように書いていただいた方がよいと思いました。

最後に、12ページの「3 「モデル定款」を利用する仕組みの実現に向けた提言」について、課題の整理を進めることだけではなく、利用者目線で使いやすいものを作っていくことに向けた検討を進めることも一言加えていただきたいと思います。

○佐久間座長 まず、利用者目線で検討を進めることを表現することについては、検討します。次に、10ページの「さらに、「モデル定款」を作成するシステム等の」以下については、「認証不要案」を前提とした検討を行う上でも同様に当てはまるものであると思います。

○藤田課長 堀委員の指摘の1つ目にありました6ページ14行目の「内容の適法性の担保についてもある程度緩やかに考えられてよいのではないか」の部分については、さまざまな指摘があった部分ですけれども、適法性の担保が100%必要であるとの意見に対して、実際に会社の設立無効、取消になるケースは稀であること等を考えれば、100%に過度にこだわる必要はないのではないかと意見がありました。後藤委員などもおっしゃられていたと思いますけれども、このような過度に考える必要はないという趣旨の意見を取り上げる趣旨で、「ある程度緩やかに」と記載しています。

○堀委員 「モデル定款」の作成を進める意見が会社法を蔑ろにしていると思われるといういけないと思ひまして申し上げました。「適法性の担保についてもある程度緩やかに」という表現に少し引っかかったのですが、後藤委員はいかがでしょう。

○後藤委員 確かにこの表現だと、どういうことを考えているか少し分かりにくいようにも思います。人間であっても完璧にチェックできるわけではないとすると、システムでも人間でも、100%は困難であることを申し上げたと思いますので、この場合にあって緩やかにするというよりは、それはしょうがないということを上げたものですので、削っていただいてもそんなに大きなトーンが変わるわけではないと思います。あえてバーを引き下げる趣旨で申し上げたわけではありませんので、削っていただいても構いません。

○佐久間座長 それでは、6ページ14行目からの「内容の適法性の担保についてもある程度緩やかに考えられてよいのではないか」は削ることとします。また、技術的開発の可能性と会社法の中での定款認証制度の位置づけに関する見方も、これはこの場で対応をお答えすることができませんので、意見を踏まえて書き分けられるように検討します。他にいかがでしょうか。梅野委員、鈴木委員お願いします。

○梅野委員 従前から申し上げているところですが、本日机上配付された「定款作成支援ツール」の定款案を見て、思いを強くしましたので申し上げます。12ページ2行目以下の「「モデル定款」は会社法の認める多様な組織形態のうち一部の形態についてのものであること」との記載に異論はないのですけれども、起業家が考えている事業形態や

規模に応じて、設立段階からガバナンスの内容を工夫することが大事であると思います。今後、この「定款作成支援ツール」を利用した会社が増えると思いますが、起業家のニーズに合致しないものが出てくるだろうということから、当初から工夫する余地があることは注意喚起してほしいと思います。もう1点は、「モデル定款」に基づく会社の組織や意思決定の在り方等のガバナンスの形態について、ガイドライン等を作成して、これをシステム等において参照できるようにした上で、「モデル定款」の作成に当たってはこれを参照し、定款の意義について理解してほしいということです。これらについては今までも申し上げたとおり、大事なポイントだと思いますので、そういった点も書いていただければと思います。

○佐久間座長 鈴木委員も続けてお願いします。

○鈴木委員 「第3」のタイトルに「制度化」とありますが、何か法制化することが決まったと捉えられる余地があると思います。議論の中では、法制化するところまで決まったわけではないので、その点を付言していただければと思います。そして「モデル定款」は、起業家の負担軽減のために使われるという観点のもので、推奨定款、標準定款という位置づけのものではなく、法的な助言ですとか、選択の決定こういったものまでを含むことは想定していないことも付け加えていただければと思います。意見でございます。

○佐久間座長 梅野委員と鈴木委員の指摘に共通するものとして、例えば、12ページ2行目以下の「会社法の認める多様な組織形態のうち一部の形態についてのものであること」を「～ものであり推奨定款ではないこと」のような形で修正することでどうでしょうか。おっしゃられた意見はもっと詳しいものであったことは分かっておりますけれども、これが推しだと思われる方はあまりいないと思いますし、これを推せばいいと思われる方でも推奨定款とまではおっしゃられないと思いますので、申し上げたような修正でいかがでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。他にいかがでしょうか。

それでは、「第3」については、この程度にさせていただきます。

続いて、「第4」について意見をいただければと存じます。増田委員お願いします。

○増田委員 「第4」について賛成します。ウェブ会議の利用拡大には賛成してはいますが、電子署名のみで面前確認を不要とする方向には反対します。公証人による対面での審査に代わるデジタルで行う審査が対面と同様の機能を果たせるかについては、まだはっきりしないと思います。新たな仕組みの導入に当たっては、現行制度の対面確認と同様の機能が果たせることを条件として検討を進めていただきたいと思います。公証人が確認する前提で動画を提供して審査する方法は示されていますけれども、撮影時期が古いものでは意味がないですし、一方的な説明であって双方向でないという場合には確認には限界があります。他方で、本人の動画が提供される方が、公証人が代理人から確認するよりも、記録が残るなど良い面があるとも思います。デジタルの方法で公証人が審査するという方法は、まだ検討を要する課題が多いと思いますので、法務省でしっかり検討していただきたいと思います。

加えて、公証人が関与せずにシステム上のみで意思確認までしようとする考え方については、本取りまとめ案に指摘があるとおおり、デジタルによる意思確認の方法として十分な水準にあることが検証できていない現状において、公証人の関与をなくすことは了承できません。その点についてはしっかりお伝えしておきたいと思います。

○佐久間座長 やり取りの双方向性に関する意見は、事前に指摘いただきましたので、14ページ14行目と16ページから17ページにかけて追記しています。これで今いただいた意見を酌んでいるつもりです。梅野委員お願いします。

○梅野委員 13ページの終わりに、面前手続の省略を認めることについて慎重な意見があったこと、ウェブ会議システムの利用を積極的に促進することでよいのではないかという意見があったことが記載されていますが、日弁連としては、このような趣旨を従前から申し上げてきたところですので、改めて強調しておきたいと思います。

次に、本検討会での議論を聞いての私見ですが、15ページ17行目あたりに記載のとおり、デジタル技術を用いて発起人の真意を確認することが担保されるのであれば、面前確認の手続の省略を認めてもよいと思います。ただし、増田委員からも指摘いただいた公証人と発起人の双方向のやり取り、インタラクティブなやり取りが確保されることは重要だと思います。第4回会議で、日本公証人連合会の小坂会長がおっしゃられたように、公証人が資金の調達や口座の開設等に関してやり取りする中で真意を確認できるという点は、忘れてはならない重要な点だと思います。

こういった観点から申し上げれば、14ページ13行目の「ウェブ会議を用いる場合には公証人と発起人等との双方向のリアルタイムのやり取りが確保され、疑わしい場合に審査の精度が高まるとの観点は念頭に置きつつも」との部分について、この「念頭に置きつつも」という表現が若干曖昧なのではないかと考えています。例えば、15ページ24行目に、公証人の関与なく真意の確認を行うという考え方が出ていますけれども、これは基本的に先ほどのリアルタイムのやり取りの確保を念頭に置く考え方とは離れた、相容れない考え方であると思います。

次に、15ページ20行目に「2つの立場」とされているうちの、1つ目の考え方です。デジタル技術を用いた情報提供という新たな方法によって、公証人が本人確認及び発起人の真意の確認を行う手続を設けるというものですけれども、この例として挙げられている16ページ11行目以下の①の方法について、インタラクティブなプロセスを予定していないのであれば問題があると思います。ただし、16ページ22行目以下には、「具体的な事案において十分な確認ができなければ公証人による面前確認に進むことが予定されており」と記載されていますので、そういう前提であれば、この①についても賛成し得ると考えています。なお、17ページ19行目以下に、今申し上げた1つ目、2つ目の考え方は相互に排他的なものではないとされていますが、1つ目の方法は公証人が関与するもの、2つ目の方法は公証人、すなわち人による関与を要しないものですので、両者の考え方は基本的には異なると思います。そこで、「相互に排他的なものではなく」といえるのかというのは、表現については疑問があると思いました。もちろん、最終的にいずれの場合によっても公証人によるチェックが担保されているのであれば、今申し上げた問題はなくなりますけれども、そこは整理しきれない部分が残るのではないかと思います。

○佐久間座長 結論的に17ページの19行目から20行目にかけては、もう一度精査します。他にいかがでしょうか。関委員、原田委員お願いします。

○関委員 まず、13ページの「(1) 面前確認が果たすべき機能について」については、本人確認や真意の確認のために面前確認、公証人による確認が必要とされていることと、代理人による手続が認められていることが、どのような整理になるのかよく分からないので、

この部分において、代理人制度との関係が明らかになるように記載すべきだと思います。代理人による手続が認められている趣旨や、その場合の本人確認や真意の確認の方法、公証人による確認が必要とされていることとの関係における評価等について、記載をお願いします。

次に、先ほどから、いろいろと意見があるところですが、14ページ15行目の「念頭に置きつつ」という部分について、その理由がよく分かりません。こういう意見があったことは記載していいと思うのですが、16行目に断定して「必要と考えられる」とまで書けるほど、本検討会のコンセンサスが得られたとは思っていませんので、検討いただきたいと思います。

次に、16ページ11行目以下です。①、②、③、④とあるのですが、1つ1つ内容について疑問があって、例えば、録画を提供させて確認する、真意を確認するというのであれば、一般の人が動画を見て確認する程度なので、それをもって真意の確認とするレベルなのであれば、本人確認プラスアルファというのは、私のイメージではチェックボックスでいろいろ示した上で確認するレベルでいいと考えていますので、こういう意見があったと記載すること自体はいいのですが、コンセンサスが得られたような形では、書き過ぎではないかと思います。

次に、17ページ3行目以下の「一定の委員から支持があった後（公証人が関与せずにシステム上で確認するもの）」とある部分について、具体的に、例えば、マイナンバーカードであるとか、電子署名などデジタル技術の活用により、公証人を介さずとも、本人確認プラスアルファの方法により真意を含めて確認できると考えていますので、技術的な面は、具体的に書いた方がいいのではないかと思います。

次に、17ページ10行目以下の「デジタル的な意思確認の方法として十分な水準にある手段が確立したといえるか否か未だ認識が一致しない現状」とある部分について、例えば、金融関係の手続や契約一般の手続において、デジタル技術を活用していろいろな確認作業がされています。本人確認はもちろん、契約の意思の確認も行われているという実態がありますので、「デジタル的な意思確認の方法として十分な水準にある手段が確立したといえるか、未だ認識が一致しない現状」というのは、事実認識がおかしいのではないかと思いますので、再検討していただいた方がいいと思います。また、デジタル技術を活用した本人確認、意思確認は既に広く利用されていることについて、先ほどの金融関係の手続における話を指していますが、それを追記いただければと思います。

○佐久間座長 まず、13ページの面前確認が果たすべき機能については、13行目の「複数の考え方が示された」のあたりに、代理人制度との関係に係る指摘を加えることを検討します。次に、16ページの①～④については。

○関委員 14ページについても指摘しました。14ページ16行目です。

○佐久間座長 「必要と考えられる」とある部分ですね。

○関委員 はい。双方向のリアルタイムのやり取りが必要と考えられるとの結びは行き過ぎなのではないかという指摘です。

○藤田課長 事務局から補足しますと、「必要と考えられる」の部分は、これにとどまらない改善策を検討していくことが必要であるという趣旨ですので、むしろウェブ会議の拡充にとどまらない改善策を検討していく必要があるのだという意味です。

- 関委員** そういう意味でいうと、ウェブ会議を前提とした仕組みは、明確に反対です。要は、双方向のリアルタイムのやり取りは必ずしも必要ないと考えています。
- 後藤委員** まさに、関委員がおっしゃられたことが書いてあるのではないのでしょうか。ウェブ会議ではこういうメリットがあるけれども、それでは足りないと言っているのです。
- 関委員** しかし、それにとどまらない改善策だから、さらに強力なものを考えるということだと思ったのですが、違うのでしょうか。
- 後藤委員** ウェブ会議にすればいいということではなくて、面前確認を不要にするといった改善策を検討していくという趣旨かと思います。
- 関委員** そうであれば、面前確認を不要とする改善策を検討していくと書いていただければ私も安心できます。どちらの方向を向いているのか分からないので。
- 佐久間座長** 面前確認を不要とする改善策を検討することが必要であるというのは、一部の意見であって、コンセンサスが得られたとまでいえるものではないために、ウェブ会議の利用にとどまらない改善策を検討していくこととしています。
- 関委員** この表現だと、改善策の方向性がどちらの方向か分からないということを申し上げます。
- 佐久間座長** ですから、さまざまな考え方がるために、決め打ちはできていないという構成になっています。
- 後藤委員** 対面での面前確認からウェブ会議を利用した面前確認になり、一步楽になっているという前提で、さらにそれをどこまで先に進めるかという趣旨だとすると、私はその方向性について違和感なく読めたのですが、どこまで先に行けるかは、関委員のおっしゃるように面前確認が不要になればよいと私も個人的には思いますが、この段階で決められるわけではありませんので。
- 関委員** 具体的に決められないことは理解できます。改善策の方向性について、私が考えているものと座長、事務局が考えているものとが同じであれば、異論はないです。
- 佐久間座長** 私たちが考えているのではなく、本検討会で出されたさまざまな意見です。もう一步進めることが必要であることまでは合意が得られているけれども、その先についてここで書けるものでないとしか申し上げていないと思います。後藤委員からもありましたが、関委員が考えられていることに決め打ちしているわけではありませんが、その方向に進むことも含めて、検討していくことにしていると考えています。
- 関委員** 例えば、ウェブ会議を不要とするといった方向も含めて改善策を検討していくという理解でよろしければ、特に異論はありません。
- 佐久間座長** 次に、16ページ11行目以下の①から④について、内容に疑問があると指摘されましたが、ここは具体的な意見として出たものを列挙しています。疑問があることは発言として承りましたが、コンセンサスまで成り立っているという書き方はしていません。さまざまな方法が考えられるけれども、なお検討というこの立場について記述しているだけです。
- それとの関連で、17ページ3行目以下の「一定の委員から支持があった後者（公証人が関与せずにシステム上で確認するもの）」とある部分について、前者の考え方は相当細かく書いていますので、後者の考え方についても、技術面を具体的に書くことは検討したいと思います。

次に、10行目以下の「デジタル的な意思確認の方法として十分な水準にある手段が確立したといえるか否か未だ認識が一致しない現状」とある部分については、本検討会において認識が一致していなかったことを踏まえて記載しています。ただ、世間的に認識が一致していないと受け取られたのであれば、適当ではないと思いますので、本検討会の委員の中で認識が一致していないと修正することでいかがでしょうか。

○**関委員** 本検討会の中での議論と限定する形で、何らかの修正いただければ、それによろしいかと思います。

○**佐久間座長** そのようにします。堀委員お願いします。

○**堀委員** 今のところについて、検討会の中で具体的に議論していないという方が正しい気がしています。認識共有のためのやり取りをしたということではないと思います。「本検討会でそこまで議論を尽くしたとはいえない現状からすると」のような形がいいのではないかと思います。

○**佐久間座長** 分かりました。

○**堀委員** 他にも2点よろしいでしょうか。17ページ20行目以下に「現行の公証人による面前確認手続と同様の機能が果たされることを前提として」とあるのですが、今のものを前提とするのではなくて、より良いものを作っていくべきだと思います。「双方向のやり取り」という表現が複数箇所に追加されていることにも関連しているのかもしれないのですが、現状のものを置き換えるということではなく、改めてどのような手続が必要か、デジタルも活用して何ができるかということを検討いただきたいので、削除をお願いしたいと思います。

次に、18ページ9行目以下の「本人確認に加えて発起人の真意（実質的設立意思）まで確認された場合には、一定の条件で、面前確認手続を省略することを認める」とある部分について、これでいいと思うのですが、**「一定の条件で」との表現が入って**いまして、これが何を示すのか分かりませんので、削っていただきたいと思います。

○**藤田課長** 2点目の質問についてです。「一定の条件」との表現は、デジタルを活用した意思確認の方法を、およそ全ての種類の株式会社の定款認証で認めるかどうかということについて、比較的小規模なものに限ってまず始めるべきであるとの意見がありましたので、それを踏まえての記載です。

○**堀委員** そうであれば、「条件で」というよりは、「一定の種類の会社設立に際して」のように、何か付加的な条件がさらに加わるというイメージでない表現がいいと思います。

○**鈴木委員** 今の点について、「一定の条件」ではなくて、「利用に関する要件、対象等」という程度にしておくことで、いかがでしょうか。

○**佐久間座長** その方向で検討します。17ページ20行目以下への指摘ですが、2つのアプローチについて、先ほど梅野委員が言及されたことと関連せざるを得ないので、それと併せて検討します。同様な機能が果たされることが前提でいいのかという点ですね。

○**堀委員** 機能というのも、現状の実態なのか、あるべき姿なのかにもよっても違いますし、それをベンチマークのようにされてしまうと。

○**佐久間座長** そこは受け止めました。削除がいいとおっしゃられたのですが、梅野委員の指摘と合わせて、書きぶりを検討します。

○**梅野委員** 書きぶりを検討いただくことは異論ありませんが、私の意見は先ほど申し上げ

たとおりですので、「同様の機能が果たされることを前提として」の部分は残していただきたいと思います。

○佐久間座長 検討します。他にいかがでしょうか。原田委員お願いします。

○原田委員 双方向のリアルタイムのやり取りにより審査の実効性が高まることは、そのとおりだと思います。これが基本になると思います。実務において、実態がある会社か疑わしい会社であるかという点が、発起人との双方向のやり取りで見えてくることは少なくなっていくと思います。これを大原則として、同様の機能が十分果たされる代替策を考えることが基本線であると思います。さらに、面前確認手続の廃止について、私は反対なのですが、公証人がデジタル技術を用いた別の方法で審査することを可能とすることについては賛成します。15ページ25行目以下にある「デジタル技術を用いたシステム上で完結する確認手続のみによって、公証人の関与なく本人確認及び発起人の真意（実質的設立意思）の確認を行う新たなデジタル手続」は、システムの具体的なイメージが分からず、中長期的な課題であると考えています。技術的な進展などもありますので、eKYCの活用可能性などを調査・検討していくという事はあり得ると思います。その上で、やはり公証人が審査をすることを前提として、①から④の例があると思います。①がまず考えられるものであろうと思いますが、その具体的な要件については、法務省の方でしっかり検討いただきたいと思います。動画と申しましてもフェイク動画もありますし、安心して信頼できる制度作りを、慎重に考えていただきたい。実現までの検討には時間・手間を要すると思いますので、ぜひ検討をよろしくをお願いします。

○佐久間座長 他にいかがでしょうか。それでは、「第4」についてはこの程度にさせていただきます。次に、「第5」、「第6」をまとめてお願いします。原田委員お願いします。

○原田委員 本取りまとめ案について賛成します。実質的支配者申告制度については、行政書士も設立段階でマネロン対策を重視しています。現状のマネロン対策をさらに強化する方向になっても、公証人による定款認証時のチェックの仕組みは、引き続き維持をお願いしたいと思っています。それと20ページ。今後、定款認証の改善策を進めるに当たっては、行政書士を含む専門資格者の実務に照らしたニーズや視点をぜひしっかりと聞いていただきたいと思います。今月、定款認証の運用改善策を迅速に実現していただきました。日本公証人連合会のホームページで公開されるということですが、日本行政書士会連合会としても、会をあげて協力したいと考えています。

○佐久間座長 ここで、神作委員から「第5」に関して、事前に意見を伺っていますので、事務局から紹介をお願いします。

○遠藤室長 神作先生からの意見を紹介させていただきます。神作先生からは、取りまとめ案全体について異存はないとの意見をいただいた上で、19ページ23行目以下の「面前確認については、」から始まり、19ページの最後まで部分について、「代理人の利用は、とくに専門資格を有する者による場合には、効率的かつ適切な定款認証にとって有益なものと考えております。問題は、本人確認および当該本人の当該定款に則った会社設立の意思の確認が、必ずしも代理になじまない場合があることと、もう一つは、すでにとりまとめ案に記載されているように、代理人が定款の内容や本人の意図等について十分に理解していない場合であると思われる。そこで、代理人の利用については、有益な点が多いけれども、上述したような一定の限界があり、その限界を克服するために、取扱いのル

ールの具体化・明確化を検討するべきであるという趣旨がより明確になるように記載していただけますとありがたく存じます。採否や採用していただく場合の具体的な文言については、すべて座長と事務局にご一任申し上げます。」との意見を頂いています。

○佐久間座長 先ほど関委員から代理人を利用した場合に関する意見も出されましたので、この2つを併せてどこかで適切に触れたいと思います。堀委員お願いします。

○堀委員 「第5」の「1」についてです。19ページ5行目以下で、公証人がデータベースに照会して事前審査する役割の有用性等々の意見が見られたという部分について、最終的には全体的に検討していくというような収まりにさせていただいていると思うのですが、私が申し上げたのは、データベースへの審査・確認もシステム化できるはずであるということです。実質的支配者の確認もデジタルにできるのではないかと申し上げたと記憶しています。実質的支配者の申告とデータベースでの審査・確認が一气通貫でできる可能性についても検討していくべきであるとの意見があったことも入れていただけないか検討いただければと思います。

それにも関連してですが、適切な場所は「第5」か「第6」か分からないのですが、「モデル定款」の提供と面前確認がデジタルで行われるかどうかと、実質的支配者の確認もされた上で、最終的に商業登記申請まで、デジタルで一气通貫に行うということについても検討いただきたいと思います。1つ1つが論点化されて分断されてしまっているのです。設立手続全体がどのぐらい短縮されるかが大事であったはずで、手続全体の短縮化、それに向けて一气通貫でデジタル化していくことの必要性について、これまでも何度か申し上げたところであり、横軸で見ていく視点も「第5」か「第6」に入れていただきたいというのが希望です。

最後に、「第6」についてです。先ほどやり取りがされたとおおり、「モデル定款」を「定款作成支援ツール」とする表現ぶりの修正等はしていただき、その公表の年限は維持されると思いますが、その後の「モデル定款」や「モデル定款」を前提とした「ファストトラック案」、それ以外の面前確認手続の見直しの検討の目処は示されないのか。例えば、令和6年中であるとか、期限が入れられないものか。おしりを決めるという意味で希望したいと思います。

○藤田課長 1点目の実質的支配者申告制度のデータベースの件ですが、現状でも既に、公証人は嘱託を受けた後に日本公証人連合会が保有するデータベースを用いて個々に照会して回答を得るデジタルな仕組みになっていまして、堀委員がおっしゃられたのは、そのことを言われたのか。あるいは、違うことを言われたのでしょうか。

○堀委員 申告された情報をそのままデータベースに照合しにいき、結果を返してもらうような仕組みを意図しての発言です。一气通貫でいきますと、入力された情報がそのまま確認されることが望ましく、判定されるといいと思うのですが、今公証人がやられている裏側のことではなくて、インターフェースから一气通貫でデジタル化することを手続全体でお願いしたつもりでした。

○藤田課長 ご指摘のやり方の場合、公証人は審査をしているのでしょうか、していないのでしょうか。

○堀委員 誰が審査しているのかというプロセスの主体の問題にも影響してくるかもしれませんが、同じデータベースに照合しに行くのであれば、反社でないことは確認され

た状態になると思います。入れていただくのが難しければ、先ほどの手続全体の一气通貫という意見を入れていただければ、ここも含むと思いますので、結構かと思います。

○**関委員** 以前、申告があったものについてデータベースに照合して確認しているとの説明があったと思います。イコールそれが審査ということだと思いますので、堀委員がおっしゃることで尽きていると思うのですが、それ以外に審査をしているという説明はなかったと思いますので。

○**佐久間座長** データベースに照合した後、問題が生じた場合の対応という話はあったと思いますけれども、一气通貫というのは、システムの弾かれた場合には、別の手続を用意しておくということですね。

○**堀委員** はい。

○**佐久間座長** そういう考え方があることを個別に記載することは難しいかもしれませんが、手続全てがシステムの流れるパターンから、場面場面で変わってくるというもので、さまざまな考え方が幅広くあるという趣旨の表現を何らか入れることを検討します。

○**藤田課長** 期限に関する意見については、既に申し上げたとおりです。この場で決められる話ではないと思いますので、取りまとめをまずしていただいて、その後は法務省側の受け止めとして、これから検討させていただこうと思います。

○**佐久間座長** 他にいかがでしょうか。増田委員お願いします。

○**増田委員** この部分も賛成しています。日本の株式会社制度や設立手続について、海外と比較して重いとの批判があることは分かりましたけれども、だからこそ、日本の株式会社は国民からも事業者からも信頼に値すると評価されていると考えます。そのため、起業する方も株式会社を目指すのではないかと推測しています。公証人や専門資格者にしっかり役割を果たしていただいて、起業する方には、株式会社を立ち上げる責任、営む責任を意識していただく、信頼される会社を長く経営していただくことを、消費者・国民は望んでいることをお伝えして、終わりにしたいと思います。

○**佐久間座長** 他にいかがでしょうか。関委員お願いします。

○**関委員** まず、19ページ5行目以下の実質的支配者についてです。データベースで照合をするということであれば、公証人が行う必然性はありませんので、そういう指摘があったことを記載していただければと思います。要は、公証人以外の他の機関で照会することも可能であるということです。それに関連して、7行目の「実質的審査権限のない法務局」とある部分について、現状は形式審査しかやっていないのかもしれないですが、制度の見直しに伴って必要な役割を担う、変更することは十分あり得る話ですので、データベースで照会する、法務局が照会することもそれほどハードルが高いものではないということも記載していただきたいと思います。

次に、20ページ9行目以下の「起業家の負担軽減の観点からの配慮」とある部分について、単に起業家の負担軽減という配慮ではなくて、面前確認に関して大きな問題が起きている具体的な事情やデータが示されていない中においては、これに反するような検討がなされるべきではない旨を記載すべきだと思います。

次に、「第6」についてです。期限の話をもう一度蒸し返すのですが、行政事業レビューを確認したところ、「将来的な定款認証制度の廃止を含め制度の在り方を年度内に早期に検討すべき」とされていますので、それを踏まえた形で記載していただければと思いま

す。

- 佐久間座長 まず19ページの実質的支配者に関する部分について、関委員から指摘があったデータベースで個別に照会してというところは、1つの意見でありまして、実質的審査権限のない法務局に関する部分も同じです。それに対する反対意見は、8行目以下の「一方で、より包括的・継続的な把握の枠組み」とある部分に含まれていると理解しているのですが、それではよろしくないということでしょうか。一方の意見と他方の意見を並記しているということですか。
- 関委員 少し具体的に書いていただけるとありがたいと思います。
- 佐久間座長 具体的に申しますと、他の機関での照合ということですか。
- 関委員 必ずしも公証人が行う必要はないのではないかとということです。
- 佐久間座長 今のデータベースは公証人会が保有しているものであって、それを他の機関がよこせとは簡単に言えませんし、新たにシステムを構築しないといけないことになりますので、このような書き方にならざるを得ないのではないのでしょうか。
- 関委員 その可能性をわざわざ否定する必要もなく、いろいろなやり方があると思いますので。一から構築しなくても、有料で使わせていただくとかいろいろなやり方があると思いますので。
- 後藤委員 堀委員の指摘も同じようなところかと思うのですが、法務局などによって包括的・継続的な把握の仕組みができれば、別に公証人がやらなくてもいいのではないかとすることは、私が申し上げたと記憶しています。合同会社や設立後も含めてやらないとそもそもF A T Fの対応として不十分であるということをお願いしたつもりです。関委員、堀委員の指摘は、株式会社の設立時だけであっても、データベースが利用可能になっているという仮定が実現すれば、例えば、民間の定款作成支援サービス上で入力した情報が自動的にシステムの裏側でそのデータベースと照合されて、あなたはヒットしたので公証人のところへ行ってくださいということになり、問題なく通った人はそのまま法務局の登記申請までいけるというイメージかと思います。その場合は、法務局が審査をしているというよりは、システムで照合が行われているということであり、その場合には公証人がいらないう結論になると思います。「包括的・継続的な把握の枠組みが実現すれば」との部分について、システムの中でデータベースとの照合が可能となった場合や、より包括的・継続的な把握の枠組みができた場合には、必ずしも公証人でなくてもいいのではないかと議論は確かにあったかと思いますが、この部分に、データベースの照合が可能になればとか、民間のシステムで可能になればとか、そういった修正で関委員の指摘は取り込めるのではないかとと思います。
- 佐久間座長 分かりました。「より包括的・継続的な把握の枠組みが実現すれば」の内容として書き加えることを検討します。
- 梅野委員 今の部分について1つよろしいでしょうか。その修正は問題ないかと思いますが、このデータベースは相当機微な内容のものであって、民間が直接扱えるような性格ではおそくないのではないかとと思います。警察の情報とつながったデータベースと理解しておりますので。したがって、ここでどの程度書くかは別として、それを民間のデータベースとつなげるようなことが本当に可能なのかと思います。
- 佐久間座長 そのため、システムの中身には言及することなく書き加えることを提案差し

上げたつもりです。次に、20ページの現行の面前確認においても大きな問題が生じていないという認識があったことは書き加えることを検討します。期限に関しては、事務局からお願いします。

○藤田課長 期限については、繰り返し説明差し上げているところです。行政事業レビューの場で、民間の評価者からそういった指摘が出ていることは承知しています。ただ、この場で、何年までに何を検討するのかということは今から議論するというものではなく、本検討会では取りまとめとして検討の方向性を決めていただく。今後のことは、フォローアップの中でやり取りができると考えています。

○後藤委員 1つだけなのですが、行政事業レビューと規制改革推進会議は一応別物だと理解はしているのですが、昨日の規制改革推進会議の中間答申では、行政事業レビューを受けて公証人法の改正を検討するということについて、令和5年度中に結論を出すことになっていると思います。行政事業レビューそのものを受けたものではなくとも、規制改革推進会議の方がフォーマルなものとして、令和5年度中に検討いただかなければいけないものだと思います。ただ、最終的にどうするかは法務省で検討いただくことで、ここで決められる話ではないと思うのですけれども、そういう理解でいいか確認です。令和5年度と書けとあって、令和5年度に急いで結論を出されるよりは、しっかりと、ただ速やかに検討していただく必要があると思っていますので、その点だけは確認をさせていただければと思います。

○関委員 例えば、「規制改革推進会議の指摘も踏まえつつ、早期に検討」としては。

○藤田課長 座長が「早期に」や「できるだけ早く」と表現を工夫するとおっしゃいましたので、相談したいと思います。ただ、この検討会としては、法務大臣の指示に基づき設置されたものですので、本検討会のコンセンサスを取りまとめとして位置づけていただきたい、ここの議論の中で決まったことを書いていただきたいと思っています。

○佐久間座長 よろしいでしょうか。本日いただいた意見を踏まえまして、ここからたくさん修正を要するところがございます。本日お答え差し上げたところは当然のこととして、検討すると申し上げたところも、事務局と私で相談して、修正を図っていきたく存じます。他方で、本検討会としては年内に議論を取りまとめるスケジュールで進めていますので、確定を急ぐ必要がございます。そこで、これから取りまとめに向けた進め方ですが、早急に取りまとめの修正案を作成しまして、委員の皆様にお送りします。それをご確認いただいて追加の意見をいただくことにしたいと思います。ただ、延々とやり取りを続けるわけにもまいりませんので、追加の意見をいただいた後は、大変申し訳ありませんけれども、座長の私に一任いただくことをお願いできればと思っています。いかがでしょうか。まずは修正案をお送りし、意見をいただき、その意見については適切に処理をすることで最終的には一任をいただきたいということです。

○関委員 次にいただく修正案がどういう内容になっているかに依存すると思いますので、直ちにOKとはならないと思います。私の言葉が足りなくて十分に趣旨が伝わっていないところも多々あり得ると思っていますので。

○佐久間座長 意見はわかりました。ただ、もう一度お願いしたいのは、今の発言も議事録に残っています。取りまとめは、これまでの議事を踏まえてするものです。したがって、取りまとめは、関委員を始めとした全ての委員の発言を踏まえたものであり、後の検

証に耐えるものとなっているはずですが。そういうことも踏まえて、可能であれば今申し上げたような進め方をご了承いただければと、もう一度お願いをしたいと思います。それでは不十分でしょうか。社会からの検証を受けるということを前提にそのように進めさせていただきたい。この発言も、議事録に残ることになります。

(異議なし)

- 佐久間座長 ありがとうございます。さまざまなお考えがあると思いますが、本日取りまとめに至るまでに大変ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは今後の進め方について、事務局からお願いします。
- 藤田課長 取りまとめの取扱いについては、先ほど座長から説明があったとおりです。座長と相談して、取りまとめの修正案をできるだけ速やかにお送りします。来年の検討会の進め方につきましては、座長と相談の上でご連絡を差し上げます。また、本日の会議については、前回同様、速やかに議事録を公開したいと思いますので、ご協力をお願いします。議事録公開までの間は、自らのご発言部分を除きまして対外的に明らかにすることのないようお願いいたします。
- 佐久間座長 本検討会におきましては、10月末から約2か月という短い間に大変充実した議論をいただきました。本日取りまとめに向けた一応の区切りをつけることができたと考えています。委員の皆様方のご協力に改めて感謝を申し上げます。それではこれで第5回会議を閉会します。

—了—